

## 政治学の視点

なぜ、政治学を学ぶのだろうか。それは、私たちがロビンソン・クルーソーではないからである。絶海の孤島に独り暮らすクルーソーとは違い、私たちは他者とともに生きていかなければならない。それぞれが自由に自分の意思を決められることを前提とするとき、どのように集団として意思決定し、秩序を構築するのだろうか。私たちにかかわる決定や秩序は誰かから与えられるものではない。ルールを作り、それを守っていくしくみを考えるために政治学を学ぶのである。

自由は大事だといっても、「お前のモノは俺のモノ、俺のモノは俺のモノ」と「ドラえもん」に出てくるジャイアンのように他人の所有物を占有しようとする人が続出すれば、周りの人の自由が侵害される。そこで住民が「それぞれの所有権を尊重する」というルールを作り、武装の許される保安官を1人任命して、彼にそのルールの執行を任せたとする。それで所有権の侵害が起らなくなれば、そのしくみはうまく回っていることになる。だが、仮にその保安官が対価として住民からその稼ぎの80%を徴収し始めたとしたら、再び住民は苦しむこととなる。

ここで、「保安官が住民の所得の80%を徴収できる」という新ルールが「所有権を尊重する」というもともとのルールを侵害しているので無効だと非難することができるだろう。法律学的な思考である。また、「所得の80%も徴収するルールは住民から働く気力を奪い、非効率だ」と論じることもできよう。経済学者はこういうかもしれない。

それに対して、本書で学ぶ政治学は「保安官が住民の所得の80%を徴収できる」という困ったルールが生まれたしくみに関心を寄せる。保安官の職務範囲はどの程度限定されていたのだろうか。複数の候補者による選挙は行われていたのだろうか。保安官の任期はどのくらいで、再選のために住民に支持される必要はあったのだろうか。保安官が複数存在し、互いに牽制し合えたとした

らどうなっていただろうか。つまり、困ったルールが生まれてしまったとすれば、住民による保安官への授権と監視のプロセスに問題があったと考えるのである。

ここまで述べてきたことは寓話に過ぎないが、政治学の1つの特徴を示している。ルールそのものではなく、ルールを作り、それを執行するしくみについて考えるのである。これはなんだか面倒で直接的な意味が薄い感じがするかもしれない。しかし、不当と思えるルールを目の前にしたとき、なぜそのようなルールが生まれてきたのか、そのルールを変えるにはどのようにすればよいのか、という視点を政治学は与えてくれるのである。

## 本書の考え方

このような政治のしくみの理解をめざす本書は、2つの基本的な考え方によって貫かれている。1つは、人々が自分の利益に従ってそれぞれ自由な意思決定を行うというものである。この**方法論的個人主義**と呼ばれる立場では、独立した個人を一般的に想定し、個人は自らが望む利益を最大化するために意思決定を行い、行動すると仮定している（自己利益最大化）。決定の背後には個人の選択があるという見方であり、極端な話をすれば、自分の身を犠牲にして人を救うといったような行動も、それが自分にとって望ましいと考えて選択している、と想定するような見方である。

もう1つは、自己利益最大化をめざす個人といっても、それが単独で存在するわけではなく、お互いに影響を与え合う他者が同時に存在するという考え方である。これは、他者の決定によって自分の決定から得られる利益が変わってくるという**戦略的相互作用**を考えることを意味する。他者は、常にあなたが望むように行動するわけではなく、あなたが止めてほしいと思う行動をとるかもしれない。そうすると、あなたも他者のそのような行動を前提として自分の行動を決定しなくては行けないだろう。ここで重要となるのは、**お互いに協力を促して望ましい状態を作り出すためのしくみ**である。

本書で展開される政治学は、その対象が日本といった1つの国の中の話である国内政治であれ、または、日本と他の国との関係である国際政治であれ、方法論的個人主義を基礎として、戦略的相互作用を重視したものになる。それぞ

れの個人が自由に自己利益を追求しつつ、他方で他者との戦略的相互作用の中で望ましい状態を導くために、自分たちの自由を部分的に制限する**権力**を作り出すのである。そして、この**権力を統制**することがきわめて重要な問題となる。弱すぎると必要な制限ができないし、強すぎると個人の抑圧につながるからである。

このような見方は、ある政治現象を説明する際に、個人の決定に強い影響を与えるような文化を重視したり、ある特定の個人に権力を帰着させたりするようなタイプの政治学とは異なるものである。しばしば日本政治はヨーロッパやアメリカの「合理的」な政治とは違って、義理人情が支配する特殊な政治なので同じように説明するのは難しい、などといわれることがある。また、ヨーロッパやアメリカとは違って強いリーダーがないから、日本政治では「決められない」などと批判されたりすることもある。しかし、本書の見方に立てば、両者の間に違いが観察されたとしたら、それは個人が追求する利益や戦略的相互作用のあり方に違いが存在するからである。そして、そのような違いを生み出す背景には、ルール作りのしくみに違いがあるからであり、仮にそれが全く同じものになれば、きっと同じような政治が行われることになると思えることになる。

もちろんこのような見方がすべてではないし、本書の筆者らは、誰もがこのような見方で政治を観察し、語るべきだというつもりはない。しかし、方法論的個人主義と戦略的相互作用を重視する説明は、私たちの自由を規定する政治を理解するための重要な手がかりになると信じている。あなたにとって望ましくない決定が行われたとき、運命や偶然として受け入れるのではなく、誰かの陰謀として思考停止するのもなく、本書のようなアプローチのもとで原因を推論することが、望ましくない決定を変えていく第一歩になるのではないだろうか。そしてそのような思考法は、国家や自治体といったレベルで政治家と呼ばれる人たちがかかわる政治だけではなく、あなたの身近にある集団の意思決定にも通じるものがあるはずである。

## 本書の構成

このような考え方に基づいて執筆された本書は、次のように構成されている。

まず第1章から第3章までは、政治をとらえるための大きな枠組みについての説明となっている。第1章で、本書全体を通じた政治のとらえ方について説明したうえで、簡単な例とモデルで基本的な考え方を説明する。さらに第2章では国家、第3章では政治体制という意味決定の前提となっている枠組みについて説明を行っていく。

続いて第4章から第6章までは、それまでの国家や政治体制の議論を前提として、自由民主主義体制と呼ばれる政治体制のもとで国民を代表するリーダーをどのように選び、選ばれた代表がどのような役割を果たすかを説明している。第4章では民主主義の前提となっている選挙を、そして第5章では民主主義に不可欠の存在である政党を中心に説明し、第6章では国民がリーダーをどう統制できるかについて述べる。

第7章から第9章までは、権力の集中と分割についての説明が続く。選ばれた代表が国民の自由にかかわる決定を行うとしても、その決定にかかわる権力が集中しすぎていると、個人の自由が簡単に侵害される可能性がある。そこで、権力の集中を防いで個人の自由を保護するしくみを作る必要があるのだ。第7章では大統領・議会・裁判所といった機関の役割について説明し、第8章では政策過程における官僚や利益集団の役割を議論する。第9章では権力の集中と分割という観点から地方自治について述べる。

第10章から第12章までは国際政治を扱う。ここでは、意思決定の主体が個人から国家へと移り、国家間の関係に議論の焦点が当てられる。国家間の関係では、それぞれの国家の行動を制限する上位の権力主体が存在しないことを前提として、関係する2国間あるいは多国間の戦略的相互作用を分析する枠組みを示していく。第10章では国家間の安全保障を、第11章では経済的な相互依存を扱い、第12章では国家以外のアクター（意思決定の主体）にも目を向けながら現代の国際関係について考えていく。

本書は、筆者の3人が構成から時間をかけて議論し、それぞれが執筆した部分についてお互いに意見を述べ、文章を修正し合いながら作り上げてきたものである。政治学の中でも細かな専門は異なり、お互いに異なる分析視角をもつことに学びつつも、議論を重ねる中で認識のための共通基盤をもっていること

を確認する場面が多かったように思う。

本書の作成にあたっては、曾我謙悟（京都大学）、田中拓道（一橋大学）、松林哲也（大阪大学）、鈴木絢女（同志社大学）の各氏に草稿を精読していただき、検討会というかたちで集中的にコメントをいただいた。きわめて真摯なコメントをいただいていた時間は、筆者らにとっては針のむしろに座らされているような気もしたが、それよりも政治学についてあらためて考える素晴らしい機会であった。ご協力いただいた各氏には心から感謝している。

編集を担当いただいた有斐閣の岩田拓也氏と岡山義信氏には、編集会議のたびに大阪までお越しいただき、延々と続く議論にお付き合いをいただいた。政治学についての入門的な教科書という企画であるにもかかわらず、たびたび細かい部分にこだわり続ける筆者らの議論に対して、読者からの視点で話を本筋に引き戻す役割を担っていただいたと思う。また、最終段階で、読みやすさを考えて内容についても踏み込んだアドバイスをいただいたことに深く感謝したい。

本書が完成したことで、梅田にある神戸大学のオフィスで数時間の議論を重ねた後、有斐閣のおふたりも含めて近くの「寅男」という九州郷土料理店で飲みながら歓談するというルーティンがなくなってしまうのは寂しい限りである。そのルーティンを許してくれたそれぞれの家族に感謝して、本書を捧げることにしたい。

2015年7月

著者一同

刊行後の追加情報などは以下のウェブサポートページで提供する予定です。

[http://www.yuhikaku.co.jp/static/studia\\_ws/index.html](http://www.yuhikaku.co.jp/static/studia_ws/index.html)

このウェブサポートページには、各章の内容に関する練習問題や、本書をテキストとしてご利用いただく先生方に向けた情報・資料などを、掲載していきます。

### 砂原 庸介 (すなはら ようすけ)

1978年 大阪府に生まれる。

2001年 東京大学教養学部卒業。

2006年 東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻博士後期課程単位取得退学。

現在 神戸大学大学院法学研究科准教授。博士（学術）。

専攻 行政学・地方自治

主な著作 『地方政府の民主主義——財政資源の制約と地方政府の政策選択』（有斐閣、2011年）、『大阪——大都市は国家を超えるか』（中公新書、2012年）、『民主主義の条件』（東洋経済新報社、2015年）。

### 稗田 健志 (ひえだ たけし)

1977年 北海道に生まれる。

2000年 一橋大学社会学部卒業。

2010年 欧州大学院大学政治社会学部博士課程修了。

現在 大阪市立大学大学院法学研究科教授。博士（政治社会学）。

専攻 比較政治学・福祉国家論

主な著作 *Political Institutions and Elderly Care Policy: Comparative Politics of Long-Term Care in Advanced Democracies* (Palgrave Macmillan, 2012), “Politics of Childcare Policy beyond the Left-Right Scale: Postindustrialization, Transformation of Party Systems, and Welfare State Restructuring,” *European Journal of Political Research*, 52(4): 483-511, (2013), 「左派・右派を超えて? ——先進工業21ヵ国における育児休業制度の計量分析」『レヴァイアサン』第55号: 87-117, (2014)。

多 湖 淳 (たご あつし)

1976年 静岡県に生まれる。

1999年 東京大学教養学部卒業。

2004年 東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻博士後期課程単位取得退学。

現 在 神戸大学大学院法学研究科教授。博士 (学術)。

専 攻 国際政治学

主な著作 『武力行使の政治学——単独と多角をめぐる国際政治とアメリカ国内政治』  
(千倉書房, 2010年), “Why Do States Publicly Invoke the Right of Self-Defense during Wars?: Legal, Diplomatic- and Aid-Politics to Motivate States to Respect International Law,” *Conflict Management and Peace Science*, 30(2): 161-177, (2013), “An ‘A’ for Effort: Experimental Evidence on UN Security Council Engagement and Support for US Military Action in Japan,” (with Maki Ikeda), *British Journal of Political Science*, 45(2): 391-410, (2015)。

# 目次

はじめに	i
政治学の視点 (i) 本書の考え方 (ii) 本書の構成 (iii)	

## CHAPTER

# 1

## 政治のとらえ方 1

1 政治とその分析視角	2
政治の定義 (2) 分析の枠組み (3)	
2 秩序ができるには	5
調整ゲーム (5) 政治の役割 (7) 政治と権力闘争 (9)	
3 集合行為問題とその解決	10
集合住宅の照明 (10) 囚人のジレンマゲーム (11) 秩序を変える (14) 制度の限界 (15)	
4 将来の影と当事者間の協調行動	17
繰り返し囚人のジレンマゲーム (17) 「将来の影」による囚人のジレンマの解決 (18)	

## CHAPTER

# 2

## 国家という枠組み 23

1 国家をめぐる概念	24
国家とは何か (24) 国家の定義 (25) 国民とは何か (26)	
2 国家の役割	28
国家なき世界 (28) 略奪国家 (32) 契約国家 (34)	
3 国家と市民の対抗関係	36
退出, 発言, 忠誠ゲーム (36) 分析から得られた知見 (38)	

CHAPTER  
**3**

政治体制

41

- 1 政治体制の分類 ..... 42  
国家、体制、政権 (42) 自由民主主義体制 (43) 全体主義体制 (44) 権威主義体制 (46)
- 2 民主化と近代化 ..... 49  
民主化の3つの波 (49) 古典的近代化論 (51)
- 3 古典的近代化論への対抗 ..... 52  
民主主義体制のサバイバル理論 (52) 階級闘争モデル (53)  
国家対市民モデル (54) レンティア国家 (55)

CHAPTER  
**4**

選挙と投票

59

- 1 民主主義における選挙 ..... 60  
代表選出という難問 (60) 単純多数決とその問題 (60) コンドルセのパラドクス (61) 選択の自由と決定の不安定性 (62)
- 2 選挙と選挙制度 ..... 63  
選挙制度のトレードオフ (63) 選挙制度の分類 (64) 多数代表制 (65) 比例代表制 (67) 日本の選挙制度 (67)
- 3 投票行動 ..... 71  
政治参加と投票参加 (71) 政策投票 (73) 業績投票 (75)

CHAPTER  
**5**

政党と政党システム

79

- 1 政党の役割 ..... 80  
政党とは何か (80) 政党と利益団体 (81) 政党の存在理由 (82)  
議員間の集合行為問題の解決 (83) 選挙における集合行為問題への対処 (84) 政党規律 (85)
- 2 政党組織 ..... 87

政党組織の発展 (87) 新しいタイプの政党 (88)

- 3 政党システム ..... 89  
政党システムとは何か (89) 社会的亀裂 (90) デュベルジェの  
法則 (93) 社会的亀裂と選挙制度のかかわり (95)

CHAPTER  
6

政権とアカウンタビリティ

97

- 1 執政とアカウンタビリティ ..... 98  
執政権力 (98) 国民によるリーダーの選択 (99) リーダーの責  
任 (101)
- 2 政権の形成 ..... 103  
政権のタイプ (103) 政党連合の形成 (105) 政権の中枢 (108)
- 3 2つの民主主義 ..... 109  
多数決型民主主義 (109) 合意型民主主義 (110) 多数決型と合  
意型を比較する (112)

CHAPTER  
7

執政・立法・司法

115

- 1 大統領制 ..... 116  
執政と立法の分離——議院内閣制と大統領制 (116) 多様な執政  
制度 (117) 大統領制の運用 (119)
- 2 立法過程における権力の分割 ..... 121  
二院制とその意義 (121) 議会内過程 (124) 委員会制度 (126)
- 3 司法機関の独立 ..... 127  
議会の優位から違憲審査へ (127) 違憲審査の方法 (129) 独立  
性の確保 (130)

- 1 政策過程と民主主義 ..... 134  
なぜ政策過程が重要か (134) 政策過程の段階論 (134) 政治と行政の融合 (135) 官僚制の自律性 (137)
- 2 政策過程における競争と協調 ..... 139  
レントとロビイング (139) レント・シーキング競争としての政策過程 (141) 政策ネットワークと「虜」(142)
- 3 政策過程を記述する ..... 144  
合理的な意思決定の困難 (144) 現状維持 (status quo) と変化 (145) 拒否権プレーヤーとアジェンダ設定者 (148)

- 1 国家と連邦制 ..... 152  
単一国家と連邦国家の違い (152) 連邦制という選択 (153) 連邦制における権力の分割と共有 (156)
- 2 地方自治の機能 ..... 158  
小さな単位での自治 (158) 受益と負担 (159) 国家による介入 (160)
- 3 地方分権とその帰結 ..... 163  
政治的分権・行政的分権・財政的分権 (163) 地方分権のメリットとデメリット (164) 日本の地方分権 (166)

- 1 戦争と平和をめぐるミクロな説明 ..... 170  
戦争と平和の定義 (170) 外交の失敗としての戦争 (171) 交渉が失敗する3つのパターン (174) 交渉理論と民主的平和論 (176) 政権と戦争、陽動理論 (177)

- 2 安全保障の選択肢 ..... 180  
 自前の軍拡と同盟への依存 (180) 安全保障のジレンマと安心共同体 (181) 民主化の平和 (182) 民主化介入の平和 (183)
- 3 戦争と平和をめぐるマクロな説明 ..... 184  
 国力、経済的相互依存、国際機構 (184) 覇権安定論と二極安定 (184) 商業的平和 (186) 国際機構による平和 (187)

国際政治経済

- 1 自由貿易をめぐる政治 ..... 190  
 なぜ自由貿易は望ましいのか (190) 自由貿易で損する人々、得する人々 (192) 政治体制と自由貿易 (193) 2レベル・ゲームという分析枠組み (194)
- 2 モノ・ヒト・カネの移動の類似性と相違点 ..... 196  
 モノの移動と集合行為問題 (196) ヒトの移動と国際関係への波及効果 (197) カネの移動と国際関係への波及効果 (198)
- 3 国際制度 ..... 201  
 相手の裏切りを防ぐための制度 (201) 調整のための制度 (203) どの国家は国際制度に頼るのか (203)

国際社会と集団・個人

- 1 主権国家の相対化 ..... 208  
 都市国家、帝国、主権国家 (208) 主体性の問題 (210)
- 2 国際関係の社会性 ..... 212  
 合意は拘束するという原則 (212) 制度と規範、非国家主体 (213)
- 3 個人(私たち)と国際社会 ..... 216  
 外交革命と外交の民主化 (216) 人権保護と国家・国際関係(権利当事者性) (217) 暴力の独占の溶解とテロリズム (218)

事項索引	227
人名索引	234

### Column一覧

① 囚人のジレンマ	12
② 天然資源と内戦	31
③ 福祉国家	48
④ ドント式	68
⑤ 政党システムの類型	92
⑥ リーダーをめぐるデータセット	104
⑦ 衆議院と参議院	123
⑧ 中央銀行の独立性	138
⑨ カナダ連邦の形成	154
⑩ 観衆費用	179
⑪ 世界における格差とフェアトレード	200
⑫ 中華世界とイスラム世界による近代国家体系の相対化	209

### 図表一覧

図 2.1 破綻国家インデックス (2014 年)	29
図 3.1 民主主義国の数の推移 (1800~2012 年)	51
図 4.1 選挙区 X における有権者の候補者支持分布	66
図 4.2 有権者と候補者の政策位置	73
図 4.3 単峰型の有権者の分布と政策の収斂	74
図 6.1 政党の政策位置と議席	107
図 6.2 タイプごとの政権担当日数 (1945~2008 年)	108
図 7.1 二院制を理解するための 2 つの軸	122
図 8.1 現状維持とウィンセット	147

図 9.1	自治体規模と1人当たり歳出額（市区）	161
図 9.2	税収のうち中央政府が占める割合（2010年，OECD加盟国）	162
図 10.1	戦争と外交（1）	173
図 10.2	戦争と外交（2）	175
図 10.3	戦争と外交（3）	176
図 11.1	国際金融のトリレンマ	199
表 1.1	通行ルールの選択	6
表 1.2	橋の選択	9
表 1.3	囚人のジレンマゲーム	11
表 1.4	裏切りへの制裁	15
表 2.1	退出・発言・忠誠ゲームの均衡点	37
表 4.1	学級委員候補に対する選好順序	61
表 4.2	世界の選挙制度	65
表 5.1	法案に対する各議員の利得表	83
表 5.2	2010年イギリス下院議員選挙結果	94
表 6.1	多数決型民主主義と合意型民主主義	113
表 7.1	執政制度の類型	118
表 10.1	国家間の武力衝突を伴った紛争，戦争と平和のリスト	171
表 10.2	民主的平和のデータの証拠（1816～2001年）	177
表 11.1	リカードモデルの考え方	191

\* 本文中の図表は，各図表の下に出典を明記したもの以外は，すべて筆者が作成したものである。

\* 執筆に際し，直接引用したり参考にした文献を，各章末に一覧にして掲げた。本文中では，著作者の姓と刊行年のみを，（ ）に入れて記した。

例）（Easton 1965）

Easton, David 1965, *A Framework for Political Analysis*, Prentice-Hall.

# 1 大統領制

## ■ 執政と立法の分離——議院内閣制と大統領制

権力を分割する制度として最初に扱うのは、**大統領制**と呼ばれる制度である。大統領制と聞くと、非常に強いリーダーを連想することが多いのではないだろうか。しかし、大統領制はもともと、議会に権力が集中しすぎないようにするための制度だったのである。

大統領制は、どのようにして議会への権力の集中を防ぐのだろうか。最も重要なポイントは、**執政と立法の分離**である。大統領は国家の目標を定義して、国民をその方向へと導くような意思決定を行うが、それはあくまでも議会が定めた法律、そして憲法のもとで行われるのである。執政の権力をもつリーダーが同時に法律の制定にかかわることは、目標に合わせて法律を制定できるという利点がある一方で、自分たちの事情に合わせて法律を恣意的に制定してしまうという懸念がある。執政と立法を分離することで、執政にかかわるリーダーは、あくまでも法律の定めに従って仕事をするしかない。反対に言えば、リーダーがその目標を達成するために自由に法律を変えようと思っても、それが許されない制度になっているということである。

大統領制の第1の特徴は、**執政を行う大統領を、立法を担当する議会とは異なる選挙によって選び出す**というところにある。大統領制では国民の直接選挙が重要だと思われることが多いが、それは実は大きな問題ではない。アメリカ大統領も、国民の直接選挙ではなく、各州で選挙人を選出し、その選挙人が大統領候補への投票を行う間接選挙である。異なる選挙で選ばれることで、大統領は議会が定めた法律に従うものの、独立した執政が保障されるのである。そのために大統領には、議会が制定した法律の執行を拒む**拒否権**が認められていることもある。

第2の特徴は、**議会が大統領を解任できない**というところである。大統領は議会の定めた法律に基づいて執政を行うが、その執政に議会が満足しなかったとしても、議会が大統領を任期中に解任することは基本的に認められない。議

会の制定した法律に大統領がきちんと従っているかどうかという点が問題になっても、議会在大統領を一方的に解任することはない。その執政が憲法や法律に基づいて妥当なものかという論点については、司法の場で争われることになる。両者の対立が司法で判断されることも、権力の分割を考える際の重要な要素である。

これを**議院内閣制**のリーダー、すなわち首相と比較してみよう。首相は、議会多数派の支持に依存して内閣を形成し、法律を執行する。もし議会の多数派が首相の執政に満足しなかったとすれば、議会在内閣に対して不信任を議決することを通じて首相は解任され、新たな多数派が新たな首相を選ぶことになる。他方、強いリーダーシップを発揮し、議会多数派を動かすことができる首相であれば、執政を進めやすいように恣意的に法律の制定が行われる余地もある。

両者の任期の違いも重要である。大統領制の場合、任期途中で大統領が交代し、新しい大統領による新たな任期が始まることは想定されていない。死亡や病気、スキャンダルなど途中で交代を余儀なくされる場合でも、副大統領の昇格や、任期の残り期間のみを担当する補欠選挙を行うなどで、固定した任期が維持される。それに対して議院内閣制では、議会の任期とは関係なく、議会の多数派の信任を失った首相は解任される可能性がある。しかし、多数派の支持を常に動員することができれば、議会の任期を超えて長期にわたって首相が代わらないこともある。大統領制と比べると、議院内閣制の首相の任期は可変的で、在職が長期間にわたる場合もある。

議院内閣制では、議会の多数派を掌握し、強いリーダーシップを発揮する首相が現れたとき、国民が求める法律を迅速に制定し、効率的な執政を行うことが可能になる。しかし、長期間にわたって法律の恣意的な制定が行われるおそれがないとはいえない。他方、大統領制は、効率を犠牲にしても、多数派による恣意的な執政を防ぐ制度であるとされるのである。

## 多様な執政制度

リーダーの選出・解任によって大統領制と議院内閣制を分けるとすると、表 7.1 に示されるように、その両者には分類できない執政制度も見えてくる。1つの例外は、リーダーを選挙で選ぶものの、議会による解任を可能にする制度

CHART 表 7.1 執政制度の類型

		リーダーの解任	
		議会多数派による	議会多数派によらない (固定任期)
リーダーの 選出	議会多数派から	議院内閣制 (Parliamentary)	自律内閣制 (Assembly-independent)
	有権者から	首相公選制 (Elected PM)	大統領制 (Presidential)

【出典】 Shugart 2005: 3.

である。このような制度は、**首相公選制**として以前にイスラエルで採用されたことがある。ただし、この制度は議会多数派という支持基盤をもたない首相が、多党に分立した議会から支持を取り付けることが困難となり、政治が混乱したことで、失敗と評価されて廃止されている。日本でも、首相を国民の選挙で選ぶという意味でしばしば首相公選制が議論されるが、その検討にあたっては、議会との関係をどのように設定するかが重要になるのである。

もう1つの例外は、リーダーを議会が選ぶものの、その後の解任を行わないという制度で、**自律内閣制**とも呼ぶべきものが考えられる。例えばスイスでは、議会によってそれぞれの地域と言語圏を代表する政党から内閣のメンバーが選ばれ、4年間の任期に議会が彼らを解任することはできない。あくまでも内閣として全体で決定に責任を負うこととされているため、内閣のメンバーがその議長である首相を1年交代で務めている。このような制度では、硬直的な意思決定となるおそれがあるとしても、多言語国家のスイスにおいて、いたずらに紛争を起さずに安定した政権運営を行うための工夫であるといえるだろう。

ここまでの説明では、大統領制は大統領が、議院内閣制では首相が執政に当たることとされている。しかし、世界には大統領と首相が同時に存在する国もある。その場合はどのように考えればよいのだろうか。

まず、大統領が形式的・象徴的な存在であり、実質的に首相がリーダーであるドイツやイタリアのような場合が考えられる。大統領は選挙で選ばれるが、実際に執政を行うのは議会多数派によって選出される首相であり、議院内閣制

に分類することができる。ただし、このような国でも、大統領が政治の混乱を收拾する役割を期待されることもある（Tavits 2011）。

次に、首相は存在するものの、議会ではなく大統領の支持に依存する場合で、韓国やアルゼンチンのような例がある。大統領は首相を選出・解任する権限をもち、首相には大統領のスタッフをまとめる機能が期待される。このような国の場合は、実質的に大統領制に分類することができる。

最後に、大統領が首相と内閣を選出するものの、首相が議会多数派の支持に依存する、すなわち議会が首相を解任することができるフランスのような制度がある。このような制度は一括して**半大統領制**と呼ばれるが、その内容は国によってきわめて多様である（Shugart 2005）。半大統領制という**類型の特徴は、議会とは異なる選挙で選ばれる大統領が執政の権力をもつが、その権力を議会の信任に依存する首相と分け合っているところにある**。例えばフランスでは、大統領は外交や国防を担当し、首相は内政を担当する。このような制度は、大統領制と議院内閣制を組み合わせることによって権力の分割を実現する制度といえるだろう。

## 大統領制の運用

執政の権力を分割する大統領制は、議会の多数派に権力が集中する議院内閣制と比べて、どのような効果があるだろうか。まず考えられるのが**分割政府**の弊害である。分割政府とは、**大統領と議会多数派の党派が異なることを意味する**。分割政府が発生すると、大統領と議会多数派の追求する利益が異なり、両者の調整が困難になる危険性がある。このような場合、国民から見れば、必要な決定がなされない原因が、大統領の側にあるのか議会の側にあるのかわかりにくく、その責任を問うことが難しくなるために、**アカウントビリティが低くなる**。

有名な例として、全国民を対象とする医療保険制度が存在しないアメリカで、民主党が大統領を中心に制度を導入しようとするのに対して、議会で過半数をもつ共和党が抵抗するという例がある。制度の導入を求める有権者から見れば、制度を導入できない大統領を代えるべきか、反対する議会が悪いとして大統領への支持を継続すべきかを判断することは難しい。なお、この制度については

オバマ大統領の就任後、上下両院で優勢となった民主党が2010年に制度を導入したが、その後下院で過半数を制した共和党が修正を図っている。

次に、大統領制は、議院内閣制と比べて体制を不安定にすると指摘されることが多い。リンスは議院内閣制の国では民主主義体制が継続しやすいのに比べて、大統領制の国では民主主義体制が崩壊しやすい傾向にあると主張した（リンス 2003）。その背景には、分割政府が出現して必要な決定がなされなくなることや、それに対して有効に責任を問うことができないことがある。行き詰まった大統領を合法的に交代させることが難しい中で、軍部が台頭してクーデターを起こし、民主主義体制を崩壊させてしまうのである。

ただし、大統領制が体制を不安定にする直接の要因なのかについては議論が残る。第二次世界大戦後、特に1960年代に民主化を実現した国の多くが大統領制を採用したが、ラテンアメリカ諸国をはじめ、それらの国ではもともと軍部が強く、体制が不安定な傾向にあった。つまり、大統領制それ自体が体制を不安定にするのではなく、強力な軍部があって体制が変わりやすい国で大統領制が採用されていた、という主張も存在するのである。

近年の大統領制をめぐる課題は、社会の複雑化・専門分化によって専門知識の乏しい政治家が立法にかかわることが困難になり、執政を担当する大統領が官僚を活用して立法に関与することをどう考えるかという点にある。権力を分割する制度として大統領制をとらえると、大統領に議会の立法を拒否する権限が与えられているとしても、立法に関与することはなかなか認められない。大統領への過度な権力の集中が懸念されるからである。

他方で、大統領が立法に関与することで、<sup>さくそう</sup>錯綜した関係者の利害を調整し、大統領制に特有の硬直的な政権運営を打破できると期待されることもある。国によっては、大統領が予算案などを議会に提案することを認めたり、大統領の命令である**大統領令**に法的な効果を付与したりしている。さらに大統領としても、議会の協力を引き出して円滑な執政を行うために、議会の多数派を占める政党に所属する政治家を、自らの内閣のメンバーとして迎える傾向があることが指摘されている（Amorim Neto 2006）。

## 2 立法過程における権力の分割

### 二院制とその意義

前節で扱った大統領制は、執政と立法を分離することによって権力の集中を防ぐ制度であった。次に扱うのは、立法の過程で権力の集中を防ぐ制度である。まずその代表的なものとして**二院制**を扱う。二院制とは、2つの議会を設定して両者の一致を求めることで、1つの議会だけで決定を行う一院制よりも慎重な決定を求めるものである。1つの議会が間違った決定を行っても、もう1つの議会がそれに対して修正を行うことが期待されるのである。

「第二院は何の役に立つのか、もしそれが第一院に一致するならば、無用であり、もしそれに反対するならば、有害である」。これはフランス革命のリーダーの1人であるシェイエスの言葉であるとされている。仮に、国民を代表する第一院の議決が常に正しいとすれば、この言葉は全く妥当というほかない。しかし、第一院に権力を集中させ、その決定にすべてを委ねることには危険がある。そこに第二院の存在意義が生まれる。

第二院を設定するとき、第一院との関係で重要なのは、**権限の対称性と選出基盤の一致度合い**である。権限の対称性とは、両院が対等か、また第一院の決定がどの程度優先されるかにかかわる問題である。もしすべての議案について、第一院と同様に第二院の議決が必要で、両院の議決が異なるときに議会として決定ができないということであれば、両院の権限が対称ということになる。反対に、第二院の議決にかかわらず、第一院の議決だけで議会としての意思決定を行うことができれば、権限の非対称性が大きいということになる。

どの民主主義国でも第一院は全国民が平等に参加できるような選挙制度で代表を選出しようとするが、第二院の構成は国ごとに大きく異なる。**選出基盤の一致度合い**とは、第二院がどのように構成されているかを問うものである。アメリカやドイツのような連邦制の国では、全国民の代表というより地域の代表という性格が強くなる。例えばアメリカ連邦議会の第二院である上院では、50の州がそれぞれ2人の上院議員を選出するのに対して、第一院である下院は人

# 事項索引

(青字の数字書体は、本文中で重要語として表示されている語句の掲載ページを示す)

## ● あ 行

アカウントビリティ 101, 102, 104, 119, 135, 139, 165, 166  
アクター 20, 27, 210  
アジェンダ設定者 148  
足による投票 160, 161  
新しい極右 89  
アナーキー 28, 170  
アナーキズム 28  
天下り 143  
アメリカの平和 185  
アラブの春 50  
安心共同体(セキュリティ・コミュニティ) 181  
安全保障のジレンマ 181  
安全保障理事会 187, 211, 214  
——決議 178  
安定多数 126  
委員会制度 126, 127  
違憲審査 128  
——抽象的—— 129  
——付随的—— 129  
イシュー・エリア 204  
イシューネットワーク 142  
イスラム共同体(ウンマ) 209  
イスラム国(ISIL) 218  
イスラムの家(ダール・アル・イスラム) 209  
イスラムの国際システム 209  
1503 手続き 218  
一党制 47, 92  
一党優位政党制 92  
一般意志 35  
イデオロギー 45, 48, 65

インクリメンタリズム 145  
インセンティブ 5  
インターネット 89, 100, 200, 218  
ウィンセット 147-149, 195  
ウェストファリア・システム 208  
ウェストファリアの講和 216  
エージェンシーコスト 137, 138  
黄禍論 198  
王権神授説 34  
欧州人権裁判所(European Court of Human Rights: ECHR) 218  
欧州人権条約 218  
欧州連合(European Union: EU) 218  
応答性 102

## ● か 行

外交 171, 172  
——の民主的統制 210  
旧—— 216  
新—— 210  
——多国間(マルチラテラル)—— 217  
——2 国間(バイラテラル)—— 217  
外国人排斥 197  
(議決の)開放性 125, 126  
核不拡散条約(Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: NPT) 185, 212  
火災報知器 137  
カスケード現象 214  
過大規模連合 107  
価値の権威的配分 2  
価値不可分性 176, 219  
観衆費用 179  
関税及び貿易に関する一般協定(General Agreement on Tariffs and Trade: GATT)

- 202
- 環太平洋パートナーシップ(Trans-Pacific Partnership: TPP)協定 204
- 官僚制 33, 81, 135, 142, 144  
—の自律性 136
- 議院内閣制 42, 49, 110, 117
- 議会制度 60
- 議会制民主主義 80, 87
- 議会内過程 124
- 議会の優位 128
- 機会費用 190
- 企画計画予算制度(Planning Programming Budgeting System: PPBS) 144, 145
- 旗下結集効果 178
- 議事手続き 125
- 期待利得 72, 172
- 規模の経済 161
- 牛歩戦術 126
- 行政的分権 164, 165
- 強制力 8, 15, 17, 25, 26, 28-30, 32-35, 210
- 業績投票モデル 76
- 協力(cooperation) 11, 17, 37, 38, 83, 90, 103, 105, 106, 109, 111, 141-143, 194, 201-203
- 拒否権 116, 187  
—プレーヤー 148, 149, 194
- 近代化 52
- 近代国家 25, 28
- キンバリー・プロセス 215
- 空間理論 73-75, 146, 172
- 国 25
- 軍拡 180
- 軍事政権 47
- 経済協力開発機構(Organization for Economic Co-operation and Development: OECD) 202
- 経済社会理事会 218
- 経済制裁 190
- 経済的相互依存 184, 186
- 経済連携協定(Economic Partnership Agreement: EPA) 198
- 決選投票つき多数決 62
- 決定ルール 62, 146, 203
- ゲーム理論 5, 13
- 権威 26
- 権威主義体制 46, 47
- 権限移譲 156, 157, 166
- 権限の対称性 121
- 現状維持(status quo) 145, 146
- 現状維持点(SQ) 146
- 憲法裁判所 130
- 賢明な自己抑制 131, 139
- 権力 2, 20  
—残余的——(residual power) 157
- 合意争点 76
- 合意は拘束する(パクタ・スント・セルヴァンダ, Pacta sunt Servanda) 213
- 公共サービス 158, 159, 161-163
- 公共政策 81, 134, 141
- 交渉理論(バーゲニング・セオリー) 172, 176
- 硬性憲法 112  
(議決の)効率性 124, 126
- 合理的個人 4
- 合理的戦争原因論 174
- 合理的選択論 4
- 合理的な意思決定 144
- 国際機構 184, 187, 211, 213
- 国際金融のトリレンマ 198
- 国際原子力機関(International Atomic Energy Agency: IAEA) 212
- 国際人権規約 217
- 国際人道法 213
- 国際制度 201  
—の正当性(justification) 204  
—の費用分担 204
- 国際標準化機関(International Organization for Standardization: ISO) 203
- 国際法 171, 213
- 国際連合 153, 178, 185, 187, 211, 212, 218  
—軍 187  
—憲章 187, 213
- 国籍 210

国内類推 170  
国民(nation) 26  
——国家(nation state) 26, 208  
——審査 131  
国力 184, 212  
個人独裁制 47  
国家(state) 24-28, 42  
国家—教会対立 91  
国家の自律性 204  
固定相場制 198  
古典的自由主義 48  
コーポラティズム 141  
コミットメント問題 175, 219  
混合制 70  
コンドルセのパラドクス 62, 63

## ● さ 行

最小勝利連合 106  
財政的分権 164, 167  
サイド・ペイメント 176, 195  
三十年戦争 208  
三位一体改革 167  
資源の呪い(resource curse) 31, 56  
自然権 34  
自然状態 34, 35  
(官僚に対する)事後の統制 136  
(官僚に対する)事前の統制 136  
執政 64, 98, 116  
——制度 42, 117  
——と立法の分離 116  
失敗国家 29-31  
支配政党 45  
死票 66  
資本 38, 192  
流動的な—— 55  
資本—労働対立 91  
市民運動 81  
社会契約(論) 35, 36  
社会権人権規約 217  
社会主義政党 87, 88

社会的亀裂 91, 95, 153  
衆議院の優越 123  
集合行為問題 11, 12, 30, 86, 98, 165  
議会における—— 83  
選挙における—— 84  
自由権人権規約 217  
囚人のジレンマ(ゲーム) 11-14, 16-18, 20, 166, 181, 193, 196, 201  
繰り返しの—— 17, 18, 20, 182, 194  
集団安全保障 187  
集団的自衛 180, 187  
自由な資本移動 198  
自由貿易 190, 192, 193, 196, 202  
住民自治 159  
自由民主主義 43  
——体制 43, 46  
14カ条演説 216  
主権 25  
主権国家 33, 171, 208, 213  
首相公選制 118  
商業的平和 186  
消極的平和 176  
小選挙区比例代表並立制 70, 123  
情報の非対称性 136, 174, 177  
将来の影 19, 20, 182, 194  
職業外交 217  
(私的)所有権 33, 55, 128  
自律内閣制 118  
進貢 209  
信頼醸成措置 182  
スクリーニング 136  
スワップ協定 199, 201  
政権(government) 42, 90, 100-103  
少数—— 105, 109  
単独—— 103, 108, 112  
連立—— 77, 103, 106, 107, 109  
制裁 14, 15, 20  
政策位置 63, 73-75, 106, 107, 109  
政策過程 134  
政策共同体 142  
政策的争点 75

政策投票 73  
政策ネットワーク 142, 143  
生産要素 192  
政治行政二分論 135  
政治参加 71, 72  
政治体制 (political regime) 42, 43, 183, 193  
——の競争性 44, 46, 80  
——の包摂性 43, 45, 80  
誠実投票 66  
政治的勧誘のネットワーク 71  
政治的資源 71  
政治的分権 163  
政治への心理的なかわり 71  
聖戦(ジハード) 209  
制度 14  
政党 44, 47, 63, 64, 67, 69, 80-82, 85, 100, 103  
——の一体性 69, 77, 103, 105, 108  
——の断片化 69  
「要」—— 106  
カルテル—— 88, 89  
幹部—— 87  
大衆—— 87  
包括—— 88  
政党規律 85, 86, 103  
政党システム 90-93  
——の凍結仮説 91  
政党執行部 67, 85, 86, 88, 99, 110, 123, 127  
正統性 8, 15, 26, 124, 210  
支配の—— 34  
世界人権宣言 217  
世界貿易機関(World Trade Organization: WTO) 202  
責任の明確性 165  
政権政党の—— 76, 101  
惜敗率 70  
石油輸出国機構(Organization of the Petroleum Exporting Countries: OPEC) 204  
セキュリティ・コミュニティ →安心共同体  
絶対優位 190  
選挙区定数 65, 68  
選挙制度 42, 60, 64, 65, 93, 95

選好 34, 60, 62, 71, 94, 146  
選出基盤の一致度合い 121  
先進7カ国首脳会議(G7) 211  
専制君主 35, 36, 128  
戦争 170, 171, 172  
——の家(ダール・アル・ハルブ) 209  
全体意志 35  
全体主義 44  
——体制 44, 129  
戦略的相互作用 4, 20, 54, 90, 105  
戦略投票 66, 70, 95  
前例効果 205  
相互確証破壊 185  
相互承認 210, 211  
租税競争 166  
ソフトパワー 213

## ● た 行

退出 36-38, 160, 201  
退出・発言・忠誠ゲーム 36, 38  
体制転換 183  
大選挙区単記非移譲式投票制 →中選挙区制  
大統領制 42, 116  
大統領的首相 109  
大統領令 120  
第二院 112  
多角主義(マルチラテラリズム, multilateralism) 204  
多数代表制 65, 102, 105, 109, 110  
多数派の専制 124  
たすきがけ 195  
脱物質的価値軸 91  
多党制 90, 93, 95, 112  
——穏健な—— 93  
——原子化—— 93  
——分極的—— 93  
ダール・アル・スルフ →和平の家  
ダール・アル・ハルブ →戦争の家  
単一国家 153, 156  
単記式 68

単純小選挙区制 65, 66, 74, 93, 95, 109, 110  
単純多数決 61  
団体自治 159  
単独主義(ユニラテラリズム, unilateralism)  
204  
地域主義(リージョナリズム, regionalism)  
204  
地域政党 95  
秩序 5, 14, 20, 27  
地方債 159  
地方自治 158  
地方税 159  
地方政府 112, 152  
地方分権 112, 163  
地方分権改革  
第1次—— 166  
第2次—— 167  
中位投票者 54, 74, 75  
中央銀行 112, 138, 139, 199  
中央—周辺対立 91  
中華の国際システム 209  
柱状化社会 92  
忠誠 36, 37  
中選挙区制(大選挙区単記非移譲式投票制)  
67, 102, 123  
——における票割りの問題 69  
頂上団体 141  
調整(coordination) 6, 10, 82, 103, 105, 106,  
109, 111, 120, 141, 171, 194, 201, 203  
——ゲーム 6-10, 20  
重複立候補 70  
直接民主主義 35, 80  
「接ぎ木」戦略 214  
2レベル・ゲーム 194, 217  
帝国 208  
ディバージョンナリィー・セオリー →陽動理  
論  
底辺への競争 166, 201  
デュベルジェの法則 93, 95  
——の機械的要因 94  
——の心理的要因 94

テロリズム 218, 220  
天然資源 38, 55, 214  
動員 45, 46, 48  
投機的なマネー 199  
統治 3  
投票行動 71  
投票参加 71, 72  
投票方式 68  
同盟 180, 181  
特定秘密保護法 217  
独立した金融政策 198  
独立した司法機関 112, 127, 130, 139  
都市国家 208  
都市—農村対立 91  
トービン税 204  
虜 143  
ドント式(d'Hondt System) 68

## ● な 行

内閣 98  
内面の自由 45  
ナショナリズム 27, 216  
ナショナルミニマム 161, 162  
ナチス 44  
ナッシュ均衡 6, 8, 10, 13, 18, 196  
二院制 121  
二極安定 184  
二重行政 165  
日米構造協議 195  
日米貿易摩擦 195  
二党制 92-95, 112  
入貢 209  
人間の安全保障 170  
ねじれ国会 76, 77, 124

## ● は 行

パクタ・セント・セルヴァンダ →合意は拘  
束する  
バーゲニング・セオリー →交渉理論

覇権安定論 184, 185  
覇権国 184, 196  
覇権秩序 184, 190  
破綻国家 29-31  
発言 36-38, 160  
バード修正条項 202  
パレート最適 83  
半大統領制 119  
万人の万人に対する闘争 35  
比較優位(論) 190  
比較優位財 190  
非国家主体 216  
非政府組織(Non-Governmental Organizations: NGO) 29  
国際—— 211-216  
秘密外交の禁止 210  
費用・便益分析 144  
比例代表制 67, 108, 111  
拘束名簿式—— 67  
非拘束名簿式—— 67  
フィリバスター 125  
フェアトレード 200  
フォーラム・ショッピング 205  
不確実(性) 98, 144, 175, 177  
福祉国家 48, 88, 100, 162, 163, 201  
普通選挙制度 87  
プライベート・レジーム 215  
ブラフ 174, 177, 195  
フリーライダー 11, 14, 193  
分割政府 119  
紛争 172  
ペア比較 61  
米州人権条約 218  
ヘイトスピーチ 197  
平和 170  
平和愛好国 187, 213  
ヘゲモニー政党制 92  
ヘッジファンド 199  
ベルリンの壁 50  
ペレストロイカ 50  
方法論的個人主義 3

暴力の連鎖 220  
北米自由貿易協定(North American Free Trade Agreement: NAFTA) 204  
保護貿易 193, 194  
補助金 157, 162, 164, 167  
ポピュリズム 99

## ● ま 行

巻き込まれる心配 180  
マスメディア 76, 81, 89, 99, 126, 141  
マルチラテラリズム →多角主義  
見捨てられる心配 180  
民意集約機能 63, 64, 66  
民意表出機能 63, 64, 66, 67  
民主化 47, 49, 54-56, 120, 182  
——介入 182, 183  
——の第1の波 49  
——の第2の波 49  
——の第3の波 50  
民主主義  
——の学校 159  
合意型(コンセンサス型)—— 111, 112  
多数決型—— 110, 112, 142  
民主主義体制のサバイバル理論 53  
民主的平和論 176  
民族自決 27, 209, 210  
無政府主義 28  
無党派層 89, 93  
名望家層 87

## ● や 行

ユニラテラリズム →単独主義  
陽動理論(ディバージョナリィー・セオリー)  
177, 178, 180  
抑止 180

## ● ら 行

利益集約機能 82

利益団体 81, 135, 139-144  
—自由主義 141  
利益表出機能 82  
リージョナリズム →地域主義  
理想点 73, 146, 148  
立憲主義 44, 127, 128  
—国際秩序 211  
立法 64  
利得表 5  
略奪国家 55  
—観 33  
領域性 25, 210  
両院協議会 123  
猟官 135  
冷戦 46, 170, 184  
レスポンスビリティ 102, 104  
レンティア国家 55  
レント 55, 139-144  
連動効果(contamination effect) 70  
レント・シーキング 140, 141  
連邦国家 152, 156  
連邦制 152, 153, 156  
連邦政府 152  
労働組合 87, 192  
ロビイング(活動) 139, 140

## ● わ 行

忘れられる権利 218  
平和の家(ダール・アル・スルフ) 209

## ● アルファベット

ECHR →欧州人権裁判所  
EPA →経済連携協定  
EU →欧州連合  
G7 →先進7カ国首脳会議  
GATT →関税及び貿易に関する一般協定  
IAEA →国際原子力機関  
ISO →国際標準化機関  
NAFTA →北米自由貿易協定  
NGO →非政府組織  
NPT →核不拡散条約  
OECD →経済協力開発機構  
OPEC →石油輸出国機構  
Polity IV 50, 162  
PPBS →企画計画予算制度  
TPP →環太平洋パートナーシップ  
WTO →世界貿易機関

# 人名索引

## ● あ 行

- アセモグル(Daron Acemoglu) 53  
アリストテレス(Aristotelēs) 51  
ウィルソン(Woodrow Wilson) 27, 210,  
216  
ウィレム3世(William III) 27  
ヴェーバー(Max Weber) 25, 28  
ウォーラーステイン(Immanuel Wallerstein)  
200  
オードシュック(Peter C. Ordeshook) 84  
オリーン(Bertil G. Ohlin) 192  
オルドリッチ(John H. Aldrich) 82, 86

## ● か 行

- コックス(Gary W. Cox) 95

## ● さ 行

- サルトーリ(Giovanni Sartori) 80, 92  
シェイエス(Emmanuel-Joseph Sieyes)  
121  
ジェームズ2世(James II) 27  
シャットシュナイダー(Elmer E.  
Schattschneider) 80  
スターリン(Joseph Stalin) 45  
スティグラール(George J. Stigler) 143

## ● た 行

- ダウンズ(Anthony Downs) 73, 75  
ダール(Robert A. Dahl) 43, 44  
ツェベリス(George Tsebelis) 148  
ティリー(Charles Tilly) 32  
デュベルジェ(Maurice Duverger) 93

- ドイル(Michael W. Doyle) 176  
鄧小平 46

## ● な 行

- ノース(Douglass C. North) 54, 55

## ● は 行

- ハーシュマン(Albert O. Hirschman) 36  
パットナム(Robert D. Putnam) 194  
ハンチントン(Samuel P. Huntington) 49  
ヒトラー(Adolf Hitler) 45, 171  
フィルマー(Robert Filmer) 34  
プシェヴォルスキ(Adam Przeworski)  
52, 53  
プラトン(Platōn) 51  
ヘクシャー(Eli Filip Heckscher) 192  
ボイッシュ(Charles Boix) 53  
ボシユエ(Jacques-Bénigne Bossuet) 34  
ホッブズ(Thomas Hobbes) 34-36  
ポラニー(Karl Polanyi) 48

## ● ま 行

- 毛沢東 45

## ● ら 行

- ライカー(William H. Riker) 72, 84, 106,  
156  
リカード(David Ricardo) 190, 191  
リップセット(Seymour M. Lipset) 52, 91  
リンズ(Juan Linz) 120  
リンドブロム(Charles E. Lindblom) 145  
ルソー(Jean-Jacques Rousseau) 35  
レイブハルト(Arend Lijphart) 110-113

ロウイ (Theodore J. Lowi) 141  
ローズ (R. A. W. Rhodes) 142  
ロツカン (Stein G. Rokkan) 91  
ロック (John Locke) 35, 36  
ロビンソン (James A. Robinson) 53

● わ 行

ワインガスト (Barry R. Weingast) 54, 55



せいし がく だいいっ ぽ  
政治学の第一歩

*Introduction to Political Science*

2015年10月15日 初版第1刷発行  
2016年12月10日 初版第3刷発行

	すな	はら	よう	すけ
	砂	原	庸	介
著者	ひえ	だ	たけ	し
	稗	田	健	志
	た	こ		あつし
	多	湖		淳
発行者	江	草	貞	治
発行所	株式	有	斐	閣
	会社			

郵便番号 101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-17

電話 (03) 3264-1315 (編集)

(03) 3265-6811 (営業)

<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷・大日本法令印刷株式会社 / 製本・牧製本印刷株式会社

© 2015, Yosuke Sunahara, Takeshi Hieda, and Atsushi Tago. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-15025-6

**JCOPY** 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話03-3513-6969, FAX03-3513-6979, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。